

令和2度における公益法人等への会費支出の状況

	交付先法人名称	名目・趣旨	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
1	(公財)日本博物館協会	維持会費(団体、年会費)	235,000	公益財団法人日本博物館協会への維持会費の支出については、当該法人が算出した会費の請求書に基づき各施設がそれぞれ支出している。	5/14、5/15、 5/25、6/10、 6/25、11/25※	国立文化財機構は、中期目標で「国内外の博物館活動への寄与」を掲げている。この目標達成の手段として、維持会員となり「全国博物館会議」を組織するとともに、当該法人の行う諸事業に参画するための会費を支払う必要がある。	公財	国所管

※本部及び5事業所から支出を行っている。